

# 定款変更案の概要について

2020年11月26日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、スライド 2 以降にて説明します。
  1. 役員に関する規定の変更（定款）【スライド 2 ～ 4】
    - 役員の任期に関する変更

広域機関は、設立段階において、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関として、検討から実施、実施後の見直しに至るまで長期間を要する業務は一部（設備形成）に限られるとの想定の下、役員に関し、以下のとおり規定

- 役員の任期：「再任は、2回まで」（最長任期6年）



「広域系統長期方針」、「広域系統整備計画」に加え、「容量市場」、「需給調整市場」や「コネクと&マネージ」など、検討から実施、実施後の見直しに至るまで長期間（10年程度）を必要とするものが多く見込まれている状況



中立性の確認された人材による業務運営の継続性を確保し、より質の高い組織運営を構築するため、役員の選任に当たり、現状、運営を担っていた役員を一定程度再任する選択肢を確保することが必要

## [変更内容]

- 役員の任期を、「再任は2回まで」（最長期間6年）から「10年を超えない範囲で再任されることを妨げない」に変更する旨規定

【定款第33条】<変更>

【定款】

<変更前>

(役員任期)

第33条 役員任期は、2年とする。

2 役員再任は、2回までとする。



【定款】

<変更後>

(役員任期)

第33条 役員任期は、2年とする。

2 役員は、10年を超えない範囲で再任されることを妨げない。